

日付	令和3年7月14日
担当所属	山梨県教育委員会
担当者名	働き方改革推進監 権太正弘
連絡先	055-223-1741 (内線 8053)

令和3年度 第1回 山梨県教員育成協議会の開催について

○山梨県教員育成協議会について

- ・教員の主体的な学びを支える様々な取組を進めるための基盤として、山梨県教育委員会と大学等が教員育成ビジョンを共有し、養成や研修等の内容を検討・調整するため、平成29年に設置。
- ・「やまなし教員等育成指標」の策定・変更に関すること、指標に基づく教員の資質能力の向上に関することなど、必要な事項を協議することとしている。
- ・本協議会は、教育公務員特例法第22条の5に基づいて設置しているもの。

○令和3年度 第1回山梨県教員育成協議会

- 1 日時：令和3年7月19日（月）午前10時～12時
- 2 場所：県庁防災新館3F 教育委員会室
- 3 内容（案）
 - ・令和3年度教員育成協議会の体制について
 - ・令和2年度教員育成協議会経過報告
 - ・「やまなし教員等育成指標」に基づく令和3年度研修計画及び経過報告
 - ・教員の養成、採用、育成に係る課題について
 - ・「山梨県で学校の先生になろう」フォーラムについて
 - ・その他

【参考1】これまでの主な経緯

- ・平成29年5月 山梨県教員育成協議会を設置
- ・平成29年11月 やまなし教員等育成指標の策定・公表
- ・令和2年3月 やまなし教員等育成指標の一部改訂
- ・令和2年度は、育成指標に基づく研修の成果や課題、次年度の研修計画、教員の養成・採用・育成に係る課題等について協議。

【参考2】教育公務員特例法第22条の5（抄）

公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うための協議会を組織するものとする。